

2023年10月号

(2023年10月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)

HP：<https://senshu-sr.com>

# 泉州経営協会 静社労士事務所便り

## 年収の壁への対応

最低賃金改定や社会保険算定基礎の反映等、人事労務の業務が多い10月は疲労が溜まりがちになります。そのようなときは、川のせせらぎや森でさえずる鳥の鳴き声等をYouTubeで聞いたりすると、心が落ち着きます。是非お試しください。さて、今回は年収の壁への対応について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

## ◆年収による扶養の範囲

「年収が高い(年収の壁を越えてしまう)と扶養から外れてしまい、手取りが減る、だからあまり働かないようにしている」というパートさんも多いのではないのでしょうか。まず、扶養には大きく分けて、税扶養と社会保険扶養の2つがあります。

扶養	年収の壁	扶養から外れた場合
(所得)税	103万円や150万円	扶養していた者の税金が上がる 103万円を超えると所得税が発生
社会保険	106万円や130万円	扶養から外れた者は新たな社会保険への加入により保険料が発生

**扶養から外れる ⇒ 税金や社会保険料発生 ⇒ 手取りの減少 ⇒ そうならないように労働時間を抑えて働く** となってしまう現状に対し、今回、社会保険扶養についての対応が発表されました。

## ◆社会保険扶養 106万円の壁への対応

従業員101人以上の企業で一定の要件を満たした労働者は、扶養から外れて、ご自身がお勤めしている企業の社会保険に加入しなければなりません。そこで、社会保険の加入に併せて、手取りを減らさない取組(社会保険適用促進手当の支給(社会保険料の算定対象外)、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長)を実施する企業に対し、労働者1人あたり最大50万円の支援(キャリアアップ助成金)が発表されました。

## ◆社会保険扶養 130万円の壁への対応

従業員100人未満の企業で一定の要件(前述とは異なる要件になります)を満たした労働者は、扶養から外れて、ご自身がお勤めしている企業の社会保険に加入しなければなりません。今回の発表は、年収が130万円を超えたとしても、残業等による一時的な事情であれば、それを事業主が証明することで、引き続き扶養を外れなくて良いという内容です。ただし、「一時的な事情」ということから、同一の者について原則として連続2回までが上限となります。

## ◆その他

配偶者手当の見直しが進むよう、わかりやすい資料の作成や公表にも取組むと発表もありました。年収の壁や支援パッケージの詳細につきましては、下記よりご確認ください。

厚生労働省：概要 <<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150837.pdf>>

厚生労働省：当面の対応策 <<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150703.pdf>>

厚生労働省：<<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150697.pdf>>